

女川町まちなか交流館の指定管理者候補者の選定結果等について

女川町まちなか交流館の指定管理者候補者の選定にあたり、女川町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書類に基づき内容審査及び質疑等により審議を行い、指定管理者候補者を選定しました。

その結果を踏まえ、町では、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、次のとおり選定しました。

1 指定管理者候補者

- (1) 団体名：女川町商工会
- (2) 所在地：女川町女川二丁目 65 番地 2
- (3) 代表者：会長 木村 昇

2 指定管理者候補者としての選定理由

選定にあたり、審査基準に従い 18 項目を審査したところ、540 点中 437 点で、当委員会が定めた指定管理者候補者として適格と認められる A 評価となったため、指定管理者候補者として選定しました。（別紙「審査結果表」のとおり）

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年）

4 申請状況（公募によらない選定）

- ・指定団体数：1
- ・申請団体数：1

5 指定管理者候補者の審査経過

(1) 選定委員構成

- ・委員長：女川町副町長
- ・委員：外部有識者 1 名、教育委員会教育長、町職員 3 名 計 6 名

(2) 審査経過

期日	審査経過等
令和 6 年 11 月 15 日	第 1 回選定委員会 ・会議の趣旨及び選定委員会審議日程等協議 ・審査基準及び評価方法の説明及び審議 ・審査及び質疑 ・審査評点集計結果の説明及び指定管理者候補者の選定 ・答申書（案）の審議 ・選定結果公表資料

女川町まちなか交流館指定管理者 候補者選定に係る審査結果表

審査項目	計
1 事業計画について【配点55点／計330点】	264
① 施設の設置目的を踏まえた運営方針であるか	26
② 平等利用の確保及び法令順守は適切に図られるか	25
③ 管理運営に係る人員配置及び体制は充分であるか	26
④ 職員の育成計画は適切であるか	24
⑤ 施設及び設備等の維持管理計画は適切であるか	23
⑥ 利用料金等の現金の取扱い、経理等は適切であるか	25
⑦ 第三者に行わせる予定の業務範囲は適切であるか	24
⑧ 利用者のサービス向上に向けた取組みは、具体的かつ実効性があるか	22
⑨ 利用者ニーズの把握・反映、施設の設置効果を高める自主事業等が適切に計画されているか	22
⑩ 安全対策は適切であるか	24
⑪ 個人情報の管理体制、情報公開への対応は適当であるか	23
2 収支計画について【配点15点／計90点】	71
⑫ 経費の積算及び配分等が適正であり、具体性があるか	24
⑬ 仕様書及び事業計画等との整合性は図られているか	24
⑭ 経費の削減は図られているか	23
3 申請者の管理運営能力について【配点15点／計90点】	79
⑮ 安定的な運営が可能となる組織体制が整っているか	26
⑯ 指定管理に対する取組姿勢は適切であるか	26
⑰ 施設の管理実績は充分か	27
4 その他【配点5点／計30点】	23
⑱ 町民及び周辺エリア等との連携及び良好な関係が適切に確保できるか	23
【委員点数 各90点／合計 540点】	437
	A

評価	評価基準及び点数
A	優れた候補者として選定できる。 433点～540点
B	やや優れた候補者として選定できる。 325点～432点
C	無難な候補者として選定できる。 217点～324点
D	候補者として選定できない。 108点～216点